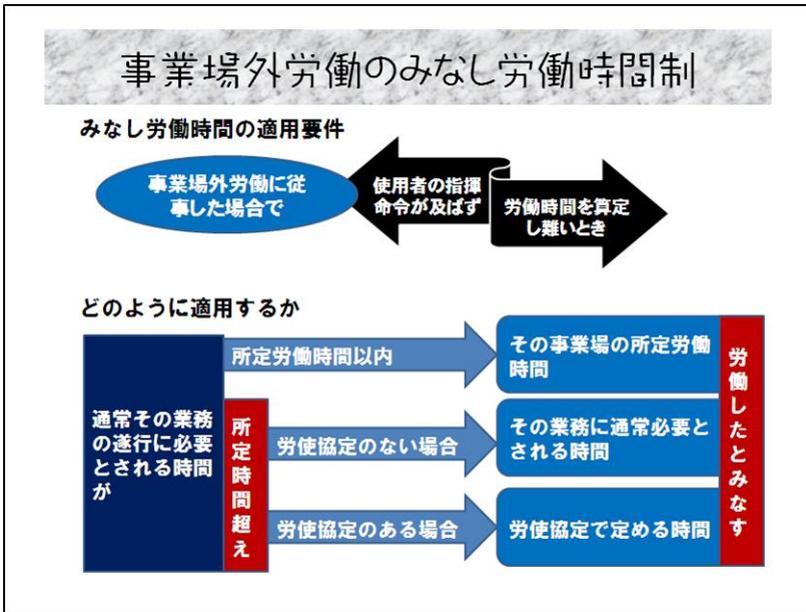


5-7 事業場外みなし労働時間制



事業場外労働、すなわち「労働時間の全部又は一部について事業場外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いとき」の労働時間の取扱いを定めた条文に労働基準法第 38 条の 2 の規定がある。その場合の取扱いは、

- ① 原則として所定労働時間労働したものとみなす。(第 1 項本文)
- ② 当該業務を遂行するためには通常所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合には、当該業務に関しては、当該業務の遂行に通常必要（平均的にみて通常客観的に必要）とされる時間労働したものとみなす（38 条の 2 第 1 項ただし書）。

前記②の場合において、労使協定で当該業務の遂行に要する労働時間を定めた場合には、その協定で定める時間をもって前記「通常必要」とされる時間とする（38 条の 2 第 2 項）。

事業場外労働に関するみなし労働時間制は、第 4 章の労働時間に係るみなし制度であるため、同じ第 4 章でも休憩、深夜業、休日等に関する規定の適用は除外されない。よって、みなし労働時間等の一日の合算労働時間が法定労働時間を超える場合等においては、時間外割増賃金の支払等が必要となるものである。

なお、事業場外労働に関するみなし労働時間制は、第 4 章以外の法第 6 章（年少者）、法第 6 章の 2（妊産婦等）には適用がない。したがって、例えば、妊産婦が請求した場合又は年少者に対しては、時間外・休日労働、深夜業を命ずることができない。